

奈良県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室、奈良市都市整備部都市計画課及び大和郡山市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・三・四号 大和中央道	廃止する土地の区域 奈良市宝来四丁目、平松一丁目、平松五丁目、五条畑一丁目、五条西一丁目、六条西一丁目、六条西三丁目、六条西五丁目、六条二丁目、七条西町二丁目及び石木町並びに大和郡山市城町
大和都市計画道路 三・三・五五号 高山富雄小泉線	廃止する土地の区域 奈良市中町、丸山一丁目、丸山二丁目及び大和田町並びに大和郡山市矢田町 区域を変更する土地の区域 奈良市中町
大和都市計画道路 三・六・一二八号 石木城線	新たに決定する土地の区域 奈良市石木町及び七条西町二丁目並びに大和郡山市城町